

周防大島町告示第2号

平成31年第1回周防大島町議会臨時会を次のとおり招集する

平成31年1月16日

周防大島町長 椎木 巧

1 期 日 平成31年1月21日

2 場 所 大島庁舎議場

○開会日に応招した議員

藤本 浄孝君

新田 健介君

吉村 忍君

砂田 雅一君

田中 豊文君

吉田 芳春君

平野 和生君

松井 岑雄君

尾元 武君

新山 玄雄君

中本 博明君

久保 雅己君

小田 貞利君

荒川 政義君

○応招しなかった議員

平成31年 第1回(臨時)周防大島町議会会議録(第1日)

平成31年1月21日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成31年1月21日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告並びに議案の説明
- 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第5 報告第2号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第6 報告第3号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第7 議案第1号 平成30年度周防大島町一般会計補正予算(第9号)(質疑・討論・採決)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告並びに議案の説明
- 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第5 報告第2号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第6 報告第3号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第7 議案第1号 平成30年度周防大島町一般会計補正予算(第9号)(質疑・討論・採決)

出席議員(13名)

| | | | | | |
|-----|----|-----|-----|----|-----|
| 1番 | 藤本 | 浄孝君 | 2番 | 新田 | 健介君 |
| 3番 | 吉村 | 忍君 | 4番 | 砂田 | 雅一君 |
| 5番 | 田中 | 豊文君 | 7番 | 平野 | 和生君 |
| 8番 | 松井 | 岑雄君 | 9番 | 尾元 | 武君 |
| 10番 | 新山 | 玄雄君 | 11番 | 中本 | 博明君 |
| 12番 | 久保 | 雅己君 | 13番 | 小田 | 貞利君 |
| 14番 | 荒川 | 政義君 | | | |

欠席議員（1名）

6番 吉田 芳春君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

| | | | |
|------|--------|------|-------|
| 事務局長 | 舛本 公治君 | 議事課長 | 大川 博君 |
| 書記 | 池永祐美子君 | | |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------------|--------|-----------|--------|
| 町長 | 椎木 巧君 | 副町長 | 岡村 春雄君 |
| 教育長 | 西川 敏之君 | 病院事業管理者 | 石原 得博君 |
| 総務部長 | 中村 満男君 | 産業建設部長 | 林 輝昭君 |
| 健康福祉部長 | 平田 勝宏君 | 環境生活部長 | 佐々木義光君 |
| 久賀総合支所長 | 藤井 正治君 | 大島総合支所長 | 近藤 晃君 |
| 東和総合支所長 | 山崎 実君 | 橘総合支所長 | 中村 光宏君 |
| 会計管理者兼会計課長 | | | 大下 崇生君 |
| 教育次長 | 永田 広幸君 | 病院事業局総務部長 | 村岡 宏章君 |
| 総務課長 | 岡本 義雄君 | 財政課長 | 重富 孝雄君 |
| 政策企画課長 | 山本 勲君 | 教育委員会総務課長 | 木谷 学君 |

午前9時30分開会

○議長（荒川 政義君） 改めて、おはようございます。

ただいまから、平成31年第1回周防大島町議会臨時会を開会いたします。吉田議員からは、

欠席の通告を受けております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 政義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の署名議員は、会議規則第127条の規定により、12番、久保雅己議員、13番、小田貞利議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（荒川 政義君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、先ほど開会されました議会運営委員会において協議の結果、本日1日限りとしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本日1日限りとすることに決しました。

日程第3. 行政報告並びに議案の説明

○議長（荒川 政義君） 日程第3、行政報告並びに議案の説明に入ります。

町長より行政報告並びに議案の説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） おはようございます。

本日は、平成31年第1回周防大島町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、大変御多忙の中を御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

提案理由の説明に先立ちまして、大島大橋損傷事故に伴う水道料金の免除及び損害賠償に関する対応につきまして、まず御報告をさせていただきます。

平成30年10月22日未明の貨物船衝突事故により、大島大橋添架送水管が損傷し、同年12月1日までの40日間、町内のほぼ全域が断水いたしました。町民の皆様には大変な御苦勞をおかけし、給水の再開までに長時間を要しましたことに対しまして、心からおわびを申し上げる次第でございます。

さて、12月の定例会で、議員の皆様方から水道料金の無料化、減免や見舞金の支給などの御要望をたくさんいただきました。

ことしの7月の、中国地方を襲いました豪雨災害で被災をした他の市町、これらの状況などをつぶさに検証し、それらを踏まえて検討した結果、広域水道から受水する地域について、断水期

間を含む10月、11月分の水道料金、すなわち1月徴収分でございます。1月に徴収するか、または口座からの引き落としをする部分でございますが、この10月、11月の水道料金を全額免除するという事にいたしました。

免除件数及び金額につきましては、平成30年12月13日の時点で9,562件、3,353万7,056円となります。断水で水道水を供給できなかった部分と合わせまして、事故原因者に対する損害賠償請求に加える予定であります。このことにつきましては、詳しくはまた全員協議会等で御報告をさせていただきたいと思っております。

次に、損害賠償に関する対応についてでございますが、昨年10月22日の外国船籍貨物船による大島大橋への衝突事故は、橋の損傷や水道管の切断により、40日間にわたる車両の通行制限や町内全域での断水など、住民の日常生活に大きな影響を及ぼし、また、農水産物の出荷が滞り、観光・宿泊、そして商工業の施設等は、休業とか営業の制限を余儀なくされるなど、周防大島町の経済、社会活動に大変大きな、甚大な損害をもたらしました。

ある日突然に、町内全ての住民が理不尽な負担を長期間強いられたのでありますから、今回の事故により発生した損害は、当然のことながら、事故を起こしたオルデンドルフ社が賠償責任を負うものと考えております。

今回の説明会を開催するにあたっては、加害企業が船主責任制限法の手続きを行うのかどうか、そして、被害者のほうが民事訴訟を提起するか否か、これらの判断がまだ何も決まっていない状況下ではありましたが、まだ記憶が鮮明なうちに、仮に、船主責任制限法による手続きがいつ開始されても対応できるよう、賠償請求に係る裁判所への提出書類の準備をしっかりとしておいていただきたい、こういう趣旨によりまして、昨年12月25日から27日にかけて、町内4会場で損害賠償に関し、住民の皆様や事業者の皆様を対象とした説明会を開催させていただきました。

この説明会においては、船主責任制限法とはどういったものなのか、手続きの流れはどうなるのか、そして賠償の対象となる損害の種類、損害の額の算出方法につきまして、説明を弁護士が行うとともに質疑応答を行ったところであります。

また、説明会に出席できなかった方や賠償請求に係る具体的な問い合わせに対応するため、1月10日から住民の皆様からの電話相談窓口を役場総務課内に設置し、相談の受け付けを開始いたしました。

事業者の皆様からの電話相談窓口につきましては、周防大島町商工会本所に設置をし、周防大島町外の皆様への対応につきましては、山口県総務部学事文書課内に相談窓口が設置され、相談の受け付けを開始をいたしておるところであります。

なお、大島大橋損傷に伴う損害賠償に関する住民説明会の概要につきましては、広報1月号の配布時にあわせて、各戸配布により説明会の概要を配布するとともに、町のホームページにも掲

載しているところでございます。

引き続き、山口県や関係団体と連携しながら、今回の事故に対する損害賠償問題について、取り組んでまいりたいと考えておるところであります。

それでは、提出議案につきまして御説明を申し上げます。

本日提案いたしております案件は、報告3件、補正予算1件であります。

報告第1号から報告第3号につきましては、公用車に係る事故による和解及び損害賠償の額を定めることについて、専決処分により処理をいたしましたことを報告するものであります。

議案第1号は、平成30年度一般会計補正予算（第9号）であります。

既定の予算に4,970万4,000円を追加し、予算の総額を158億9,852万円とするものでございます。

以上、議案の概要につきまして御説明申し上げましたが、詳しくは提案の都度、私なり関係参与が御説明を申し上げますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で、行政報告並びに議案の説明を終わります。

日程第4. 報告第1号

日程第5. 報告第2号

日程第6. 報告第3号

○議長（荒川 政義君） 日程第4、報告第1号専決処分の報告（和解及び損害賠償の額を定めることについて）から、日程第6、報告第3号専決処分の報告（和解及び損害賠償の額を定めることについて）の執行部の報告を求めます。中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 報告第1号から報告第3号の専決処分について御報告を申し上げます。

報告第1号から第3号はいずれも、平成30年7月26日に、柳井市中央2丁目1-1先、交差点において発生した事故による和解及び損害賠償の額を定めることについて、12月25日に地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分により処理させていただきましたので、同法同条第2項の規定により議会へ報告するものでございます。

この事故は、柳井市中央2丁目1-1先、交差点において、公用車が直進するため交差点に入れた際、当方が赤の点滅信号、相手方が黄色の点滅信号でございましたが、右方向から直進してきた相手方乗用車に気付くのが遅れ衝突し、相手車両を破損させたとともに、相手方運転手にけがを負わせ、また、付近に設置されていた転落防止柵に接触し損傷させたものでございます。

報告第1号は、相手方車両の破損に係るものであり、本件事故に係る和解につきまして、相手方対町の過失割合が15対85であることを確認し、町が相手方へ車両修理代49万3,000円を賠償したものでございます。

報告第2号は、相手方運転手にけがを負わせたことに係るもので、本件事故に係る和解につきましては、相手方対町の過失割合が15対85であることを確認し、町が相手方へ治療費・休業補償費・慰謝料等66万9,012円を賠償したものでございます。

報告第3号は、付近に設置されていた転落防止柵に接触し損傷させたもので、本件事故に係る和解につきましては、相手方対町の過失割合が0対100であることを確認し、町が相手方へ12万8,520円を賠償したものでございます。

なお、いずれも損害賠償の額は既に一般財団法人全国自治協会から12月25日までに全額支払われましたので、あわせて御報告させていただきます。

○議長（荒川 政義君） 以上で、執行部の報告を終了します。

日程第7. 議案第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第7、議案第1号平成30年度周防大島町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

補足説明を求めます。中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 議案第1号平成30年度周防大島町一般会計補正予算（第9号）につきまして補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算に4,970万4,000円を追加し、予算の総額を158億9,852万円とするものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

今回の補正は、先般の大島大橋損傷事故の影響もあり、ふるさと寄附金が増加したことから、これにかかる経費等、また、大島大橋の損傷により深刻な影響を受けた町内事業者と町民の復興と活力を取り戻すことを目的とし、町内に居住する方を対象に、町内で広く利用可能な割引クーポン券を発行し、小売店舗、飲食店等の利用客の増加を図るための経費、さらに学校給食の充実を目的に匿名の方から御寄附をいただいたことから、学校給食の賄材料費について補正を行おうとするものでございます。

事項別明細書の7ページをお願いいたします。

歳入につきましては、16款寄附金1項寄附金1目一般寄附金に、ふるさと応援寄附金1,900万円の追加を、また、4目消防費寄附金には、災害対策費寄附金に100万円を追加

計上するものでございます。災害対策寄附金は、去る12月4日に名前を名乗られない方が会計課窓口で封筒を持参され、町長に渡してほしい旨の言葉を残され、そのまま立ち去られたことがございました。封筒の中には、学校の給食センターに使ってくださいとの手紙が入っていたことから、事故当時の学校給食の状況に心を痛めたことによる御寄附と推察し、今回、学校給食費の賄材料費への補正を行う財源として、新規に計上いたしております。

また、17款繰入金1項基金繰入金は、財政調整基金2,970万4,000円を取り崩して今回の補正予算の財源としようとするものでございます。

次に、歳出でございます。8ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費6目企画費、ふるさと応援事業は、大島大橋損傷事故の影響もあり、ふるさと応援寄附金が増加したことから、今後も考慮しまして、ふるさと応援寄附金の返礼品発送に関する経費やふるさと応援基金積立金を合わせて3,098万3,000円を計上するものでございます。

また、6款商工費1項商工費3目観光費には、周防大島活力クーポン券に係る経費1,772万1,000円を新規に計上いたしております。

この事業は、周防大島町商工会からの要望もあり、町外居住者を対象に発行する第2回分6,000シートに合わせ、町内居住者にクーポン券を配布することにより、小売店舗や飲食店等の利用客の増加を図り、事業者と住民の復興と活力を取り戻そうとするもので、購入価格1,000円以上で500円の割引ができるクーポン券2枚を住民お一人お一人にお届けしようとするものであります。全てが利用された場合の経済効果は3,200万円であります。

9ページ、9款教育費5項保健体育費3目学校給食費には、歳入で申し上げましたが、匿名の方からいただきました寄附金の目的を考慮いたしまして、各学校給食センター管理運営経費の賄材料費をそれぞれ追加計上し、学校給食の充実を図るものであります。

以上が、議案第1号平成30年度周防大島町一般会計補正予算（第9号）についての概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） まず最初に、今回の臨時議会の議案の配付について、先ほど議会運営委員会でも議論いただいたんですが、今回は土日を挟んでいて、実際上は金曜日にしか、事前に当局、執行部の皆さんにレクチャーを受けるという、そういう時間がなかったということについて、しかも今、予算編成の時期で、しかも金曜日は政務官が来たということで、それに随行

する職員が多かったということもあるんですが、やはり臨時議会の補正予算である限り、議員の一定の研修というか、調査の期間は保障されるべきものであって、その点で議運ではもう、町長から、今後は土日を挟まないで3日前までには配付するようにするというふうにいただきましたので、（発言する者あり）もうそれを確認するとともに、これの問題については省きます。

活力クーポン券について伺います。

12月の議会で議決した県の事業による、それに伴って周防大島町5,500万円の負担金を出しているわけですけれども、この県の事業に比べたら、今回の活力クーポン券というのは、直接町民の一人一人に郵送するという点でも、経済効果は必ず比べものにならないくらい大きいんじゃないかと推察します。しかし、本来なら、これは船会社の弁済からそういうものが支出されるべきではあるんですが、それがなされない中で、町が独自に予算化するという事は結構だと思います。

この町の活力クーポン券は、町費だけの単独予算で行うというふうになってはいますが、県のほうの復興支援事業は、県の予算と2分の1が町からの負担金と、特に、観光を支援するという事業について、町が50%の負担をするというふうになってはいたんですが、この町の事業について県に補助を求めたが、県当局はそれには補助しないということであったというふうには伺っています。県の事業に対しては5,500万円、町が負担しているのに、町が直接町民に補助しようとするこのクーポン券については、県は補助しないとした理由ですが、町としてはどういうふうにもそこを受けとめたのか、私はまた、これ、何といいますか、残念であり、納得いかないというふうにも思うんですが、町として、その辺はどういうふうにお考えなのか、まず伺います。

それから、100万円の匿名の寄附をいただいたということですが、これが12月4日付でいただいていると、12月4日に寄附をいただいて、給食に役立ててほしいという指定付きでいただいている。12月4日といえばもう、ほぼ水道は復旧してくるわけですけれども、この100万円が今回1月になった理由といいますか、できるだけ早く学校給食が、牛乳とパンとデザートというメニューから復旧させるということを教育委員会として頑張っておられることは承知していますけれども、この100万円を活かして、もっと早めに給食に補助できなかったのかという、その辺についてはどういうふうにお考えなのか伺います。

それから、給食の単価が小学校255円、中学校が305円、1食についてというふうになっているようですが、今回の事故で、これをかなり上回る単価になったのではないかと思います。町の予算から余計に支出した金額というものが、今わかりましたら、これ前もってお願いしていなかったもので、わからなければいいですけれども、わかりましたらお願いをいたします。

それから、仮の話で申しわけないんですが、今回の事故で、給食センターが町内4カ所あります。この4カ所でそれぞれ、210食、275食、200食、180食と、合計で865食をそ

それぞれ4カ所で分けていたわけですが、これが仮に、例えば旧橋町では日良居側に調理場が1カ所、それから安下庄に1カ所というふうに完全な自校方式ではないけれども、準自校方式のような形がとられていて、しかも日良居側も安下庄側も、中学校と小学校は隣同士だったわけで、仮にこうしたセンター方式ではない準自校方式のような形でやれば、食材を調達したり、水を調達したりというのも、今回の事故に比べれば、かなり簡単に行われていたと想像するんですが、例えばそういう形で、誤解ないように言いますけれども、それを自校方式に戻せとかそういうことを、きょう要求しているわけじゃないし、政策的な可能性の問題として伺うんですが、今回のようにパンと牛乳とデザートというふうな給食が、何十日も1カ月以上も続いたという、そういう状況を鑑みて、どうすればこういう災害のときに、そういう状態にならなくて被害が少なく済むのかという、そういう観点から伺うということで理解していただきたいんですが、仮にそういうふうな小規模な調理場であれば、食材の調達、あるいは学校給食会を通さずに、近所のいろいろな、農協だとかそういうところから調達していくことによる食材の調達が、今回よりは簡単にできていたのではないかというふうに考えるのですが、その辺はどういうふうにお考えなのか伺います。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 町が今回出しますクーポン券に対してから、県が負担をしないのかというお尋ねだったと思いますが、今回のクーポン券と県が既に12月、そして2月、3月を予定しておりますが、このクーポン券とのどういう違いがあるのかと申しますと、何度も申し上げておりますが、県が出すクーポン券というのは、橋が通行止めになる、または規制がかかるということに対して、外から大島に入らせていただくお客さんが非常に少なくなる、激減する、またはゼロになってしまうということで、その影響が大変大きなものがあるということから、県は広域的な観点から、町内にたくさんの皆さん方に再度また入っていただくこと、そういう趣旨が一番根本にあるというふうに伺っております。そこで、当然ながら町に入らせていただくわけですから、その部分については町と県とで合わせて、そういうお客さんを早く取り戻そうというために、県が商工会を通じて発行した割引クーポン券がこれまでのこととございました。ですから、それは町と県とで合同で負担しながらやってきたということとさせていただきます。

今回の件につきましては、まさにこのクーポン券の事業の説明会のときもございましたし、また、既に12月の配布は終わって、既に活用が始まっておりますが、それらを踏まえて周防大島町の商工会のほうから、それらの問題点についていろいろな要望をいただきました。

一つには、町内の皆様方が使えるクーポン券ではなかったということに対して、ぜひとも町内の方々が町内の小さなお店で使えるためには、町内の人向けのクーポン券が必要だと、それとない町内の身近な商店のお店では、なかなか外から来た方々が使うクーポン券を持って――使え

るんですが、実は使えるんですが、なかなか使うことが少ないであろうということが、結果的にそのような結果になっておるといのが商工会の要望の趣旨でございました。

もう1点は、商工会とすれば、そういうふうに町内の人と町内の事業者の方になかなか恩典が受けていない事業であったということですから、そのことは冒頭で申しましたように、橋が止まって外からのお客さんがゼロになっておるから、そのお客さんを早く戻そうという趣旨でございましたから、当然ながら町内の人向けにはなかったということでもございました。でもまあ、そのようにですね、ことが一つあります。

もう一つは、既にもう活用がされておる、12月に配布が終わっておりますが、それらがどのくらい活用されておるかということでもございますが、当然ながら、活用したからすぐ商工会に持ち込んで現金化するという事はないと思いますが、しかしながら、商工会のほうの要望書の中では、なかなか換金がされていないということが書かれております。それはどういうことかという、使ってるんじゃが換金していないかということもあるかと思いますが、しかしながら、換金率が悪いということは、使われておることが少ないのではないかということも商工会は言って、それに対して今回の要望書の中で町長と議長宛てに、町内向けのクーポン券を出して、なおかつそれが、今度は町内の方であれば、できるだけ100%使っていただけるようなクーポン券にしていきたいというのが趣旨でございましたので、その2つを考えたときに、県は20%の割引でした。町は、今度は50%の割引にしました。町が50%の割引にするということは、できるだけたくさん使って、100%使っていただくという趣旨で50%にしたわけでもございます。これが先ほど補足説明でもありましたように、仮に全住民が使っていたら、その2倍ですから、1万6,000人掛ける1,000円掛ける2倍の経済効果があるということで、3,200万円の効果があるのではないかというふうに申し上げたところでございます。

県のほうとは、ちょっとともとの趣旨が違うということからして、今回のぶんについては町独自でやらしていただくということになりました。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 私のほうからは、調理場が4カ所ではなくて、かなり多かったときはどうだったのかという御質問に対してお答えさせていただきます。

今回、調理場で実際に調理ができなかったのは水の問題です。調理するときは必ず水を使いますよね。済んだあとも片付け等で水を使います。その水がどれだけ安全かという問題があって、調理ができなかった形です。ですから、食材は地元の方から取り入れることは可能だったと思います。だけれどもそこで、調理場での調理ができなかったんです。完成品を買って渡すことはできたかと思うんですが、水の問題が一番大きくて、水の安全面で調理ができなかった。そのことが大きな原因だろうと思います。

特効薬なんかないんですけど、例えば調理場のそばに給食として安全基準をクリアした井戸水を必ず確保するとか、もしも可能であれば、そうであればクリアできたと思うんですが、それもちょっと非現実的かなと思っています。今回、災害の中で非常用カレーを2回分に増やしましたが、そういう準備は今後ともしていきたいと思います。

あとのことにつきましては、木谷課長のほうからお答えさせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長（木谷 学君） 賄材料費が超過している金額については、実は資料をちょっと持ち得ておりませんので正確には答えられませんが、まず、10月下旬、事故当初ですが、給食については非常対応としましたので、菓子パンを購入して提供いたしました。そのことによって、単価よりは大きい金額が続いていると思いますのでアップしていると思います。

また、11月につきましては、パンと牛乳、デザート等々をとという簡素な給食が続きましたので、パンと牛乳とジャムのための単価ということで、小学校、中学校ともに単価を下げて徴収するようにしております。

また、先ほど教育長が答弁いたしました、自校方式の関係については設備関係がどうしても洗浄等のことがありますので、今の状態では対応がなかなか困難かもしれませんが、自校方式の場合であれば、水量はやっぱりセンター方式と比べたら少量になるかと思っておりますので、それなりの、例えば貯水槽の整備だとかということができればですけども、また水の確保ができれば、それなりの対応ができたかもしれないというふうに思っております。

寄附を受けたあと、直ちに充実が図れなかったということにつきましては、給食メニューの作成については御存じのとおり、栄養士が対応してメニューを作るわけですが、その栄養士さんとの調整を終えた後に食材発注をするようになりますので、発注して納品までに、今回であれば5日程度、やっぱりそれなりの量がありますので、5日程度の時間は要しますので、ある程度の時間は必要だったというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 1点、木谷課長からの答弁について補足をさせていただきます。

先般の専決によります予算から、食材、消耗品として賄材料費のほうへ約116万円支援を受けております。それを単純に865人分で割りますと約1,342円の支援となっております。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 100万円の寄附で、12月4日にいただいたものを予算計上までの時間が随分たっているじゃないかという意図の御質問だったと思います。

これにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、寄附をされた方、寄附の仕方といい

ますか、結果的には匿名ということになりましたので、この扱いについてちょっと慎重にならんにゃいけないのかなというところがありまして、検討時間を使わせていただきました。そういうことで、予算計上が遅れたということで御理解いただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） このクーポン券についてですが、町長がおっしゃるとおり、県の事業と町の事業は全く性質が違うものであって、今回の町の事業のほうははるかに町民から見ればすぐれているということは、私もそのとおりだと思います。

私が聞きたかったのは、県は、観光の人口を増やすためのものだということで、町外に住んでおられる方に予算を向ける、町もそれに一定の負担金を出すと。で、今回はそれじゃなくて、もうはなから町民向けだけの財源として使っていくと。金額的にもやはりこれは大きな違いであって、県の観光事業を発展させるという趣旨と町民の生活、これだけ皆さんが多大な出費をしているのに、その町民に対しては、今回の事業に賛同いただけないということについて、以前、9日の議運では、町から県に求めたけれども、県がそこには補助しないという意向であったと——ですか。じゃあ、違うと今首を振りましたけど、そうじゃなくて町がそもそも県には求めなかったということになるんですか、そこはどうでしょう。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 特に、今回のこの町の割引クーポン券を出すことについて、県に補助または助成を正式に求めたということはありません。いろいろ下協議はやっております。当然、県の商工労働部のほうとも協議をしたり、いろいろとやっておりますが、その一つには、県は、皆さん御存じと思いますが、このクーポン券ですね。このクーポン券は、周防大島町外に居住する方を対象にというのがちゃんと刷り込んであります。これを、例えば町内の方にもというふうに、ここを消すとかというようなことはできないかというような協議もいろいろやってみたんですが、県は、既に全ての予算が30年度分については計上されております。全体の予算の趣旨自体が先ほど申し上げたとおりでありますので、今これを変更することは難しいということでございます。そういうふうにはやっておりますが、今度は、それならば町が町内向けの独自の今回のようなやつを出すから、じゃあ、それに県の補助をお願いしますということ自体は、そこは正式には申し上げておりません。というのは、町は県の第2段に合わせて町内向けを出そうとしたわけですから、非常に急いで、実はきょうの臨時議会になったわけです。県は実際にその議会を開いて補正予算を組むというようなことは当然できないし、そういうことについては、これは町が独自にやっっていかなければ、時機を逸するということからして、町は町独自のを出そうというふうに決めたわけでございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 町民の、今回の事故による多大ないろいろな出費に対する、経済的な補助という、町民から見れば、町からそういうものはないんかみたいな声はいっぱいあって、それに応えるものでもあると思うんです。それを何で、そういう事業、いい事業に対して町長のほうから県にも、町は5,500万円も、町外の人に対する補助を出しながら、なぜ県に対して町内の、さっきから町長がおっしゃる違う事業なんですから、性質の違う事業なわけですから、なぜ町内の町民を救うための事業に、県に対する補助を求めるといふことはしないのですか。今後もそれはしないといふことですか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 町が県に出しておるんだから、県も町に出せばいいじゃないかというような議論に聞こえますが、町が、30年、31年合わせてから、約1億5,000万円のうちの1億円分の2分の1を30、31で負担するようにいたしております。

しかしながら、これは県に負担するといふながら、県は町向けに町内の事業者の落ち込んだお客さんを早く取り戻すためにといふことは、県に負担をしたというよりも、むしろ町民のために負担をしたといふことになるというふうに思っておるところでございます。ですから、町がクーポン部分について2分の1、県に対して負担しているのに、今度は町が町内向けに出すのに何で県が負担しないのだという意味だと思っておりますが、それは、県はできるだけ広域的な範囲でやるというのが県行政だといふふうに思っております。それで、町内の住民と町内の事業者ということになります。県がこのクーポン券を出したときの趣旨といふのは、まさにその、町外からくるお客さんが激減している、それを早く取り戻すといふのは非常に広域的な取り組みが必要だといふことから、県が取り組んでいただいたといふふうに思っております。

そして、今回の出す部分については、それを補完的にするものということもありますし、町内の方々各自が使えるクーポン券、さらに言えば、それが町内の小さな事業者にも直接当たるということも趣旨としておりますので、いずれにしても県はもう少し大きな広域的な取り組みをする、町はできるだけ小さな身近な取り組みをするという趣旨ではないかといふふうに思っておるところでございますので、県が出したクーポン券に町が負担したんだから、町が出す券も県が負担してくださいといふようなことにはならないのではないかといふふうに思っております。

もう一つは、県は、例えば町のように、こんなフレキシブルに臨時会を開いてすぐに予算を組みましようかとかといふようなことは、大きな組織ですから、なかなか難しいと思っておりますし、これで周防大島町の復興が終わるといふわけじゃなくて、これからも県には広域的な面からいろいろな支援策を求めたいと思っておりますし、また復興のためのいろいろなことについては県も大変大きく、このクーポン券とは別にですよ。クーポン券じゃなくて、県は大変大きな支援をしていただいております。ですから、この分野に限って、県に負担を求めるといふことはしないとい

うことですが、しかしながら県は、周防大島町に対してはトータル、全体的な目から見れば、すごく大きな支援をいただいておりますということで、大変感謝をしておりますところでございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑は。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） ふるさと応援事業について、予算のうち報償費と委託料につきまして、もう少し詳しい積算内訳を御説明いただきたいと思っております。

これまでの実績で言えば、平均で1件当たり2万円程度になるかなと思っておりますが、例えば、お一人の方から1万円の御寄附をいただいた場合に、それがどこにどのように使われるのか、具体的に御説明をお願いいたします。

それから、周防大島活力クーポンのほうなんですけど、5点ほどお尋ねをいたしますが、先の12月議会では、町民個人への公金支出は慎重であるべきということで、見舞金などを求めた私の質問に対しては否定的な御答弁だったと思っておりますけど、今回の予算は、町民個人へのクーポン券の配布ということで、これは町民個人への公金支出ではないのかどうか、その辺を御答弁ください。

それから、クーポン券発行の理由としまして、町内の消費の落ち込みがあるということですが、これについて実際に、例えば小売店舗の利用客がどれぐらい減少したとか、そういった具体的な評価指標というものを示していただきたいと思っております。

3つ目は、スケジュールなんですけど、取扱店募集の周知、それからクーポン券を町民の方へ発送するのと、町内でどこで使えるのか、その取扱店をどのように町民の方に周知するのか、その辺の手法と時期について御答弁をお願いいたします。

4つ目は、今回、1,000円以上の利用が対象ということですが、1,000円以上の買い物に使われたんですよという、その履行の確認というのは、どのような方法で行うのか御答弁をお願いいたします。

5つ目が、商工会への負担金として、今回、予算計上されておりますけど、負担金の交付時期、負担金の支出のもととなる根拠規定があると思っておりますが、それはどういう規定で定められているのか、まずそれを御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） これまでの議会でも、いろいろ御質問をいただいております。その中で見舞金等で、出したらどうかというような御質問も多々ありました。

そうした中で、公金の支出につきましては、現時点で見舞金を支給するというようなことについては、慎重にならざるを得ないという答弁をいたしておると思っております。これは、田中議員だけではなくてほかにもいろいろありましたので、そういう答弁を統一的に行っているというふうに思っております。ですから、その答弁のとおり、慎重に検討した結果、今回のこの補正予算とい

うことになったわけですが、これはまさに公金の支出でございます。今回の公金の支出は、活力クーポン券でございますが、これは、これまでの答弁を踏まえて慎重に検討した結果、このようなクーポン券を発行しようと、公金を支出しようということになった結論でございます。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） ふるさと応援事業について、報償費と委託料についての積算内容ということでございます。

まず報償費でございますが、12月補正後の寄附金増額分が1,900万円と、これは歳入のほうで見ておりますけど、1,900万円と想定いたしまして、報償費はその3割程度の支出になりますので、570万円ということで計上させていただいております。

また、委託料の調達発送の業務でございますけれども、これは1件当たり1,800円の支払いということになっております。今後の不足される想定件数が1,100件とみなして198万円を計上させていただいております。

次に、寄附金代行業務でございますが、これも、今後増えるであろう寄附金が1,900万円程度と見まして、その委託の割合といいますか、委託費を払うためのその率が18%でございますので、これに18%を乗じまして、消費税も掛けまして、それに、誠に申し訳ないんですけども、調達発送の業務の中がもう既に不足しておりましたものですから、同じ節内でありまして寄附金代行業務から節内流用させていただきましたので、それを加えまして409万8,000円ということでございます。

それで、どこでどのように、この寄附金が使われるのかというところでございますが、ふるさと寄附金につきましては、基金条例等で目的も決まっておりますし、どういうことに使いますよというアナウンスもしておりますけども、ただ、今年度にお受けいたします寄附金につきましては、全額積立金として、ふるさと応援基金のほうに積み立てをさせていただきました後に、次年度以降に地域振興であったり、あらゆる分野でこの寄附金の目的に合う事業に役立てていきたいというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 御質問にお答えいたします。

まず町内の小売店舗の利用客の減少率、どのくらい減ったのかということでございますが、私どもも商工会のほうに問い合わせてみましたが、まだ正確には把握できてないということでございます。

それと次に、取扱店舗の周知の方法と時期ということでございますが、県のクーポン券と同様に、町あるいは商工会のホームページまたは防災無線等で周知をしたい。これ、2月の初めごろになるんじゃないかというふうに思います。

それと、クーポン郵送の時期及び取扱店の周知方法ということですが、同じく周知方法につきましては、県のクーポン券を取り扱っているという店舗については、シールが貼ってあると思います。それと同じような体制をとりたいとは思いますが、町内の小売店舗でございますし、取扱店舗の登録につきましては随時行っているということでもありますので、極端に言えば、使った小売店がそのクーポン券を持って商工会に行けば、そのとき、登録できて換金できるというふうにやっていただこうというふうには考えております。

クーポン券の発送時期につきましては、本日の議会の議決をいただきまして、後に作業にすぐ入りますし、約9,600世帯分の発送件数がございますので、やっぱりこの発送も2月上旬ぐらいになるかというふうに、今、考えております。

それと、あと、使ったぶんの履行状況ということですが、これについては1件ずつ確認することができかねますので、取扱店に全て依頼するというか、取扱店にお願いするという体制をとろうと思います。

それと、最後の負担金交付の根拠規定ということでございますが、これにつきましては、新たに発生したクーポン券の交付でありますので、周防大島活力クーポン交付取扱要領というのを策定いたしまして、それによって実施していこうというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 私の言い方が悪かったんでしょうけど、1万円の寄附があった場合に、それがどこにどういうふうに使われるというのは、町ではなくて今回の予算に対応して、この1万円のうちの報償費、返礼品代は30%ということなんでしょうけど、調達発送業務1,800円は、1万円に対して、1件であれば1,800円ということで、寄附金代行業務については1,800円の消費税分ということで、これがどういったところへ支払われることになるのかということをお説明いただきたかったので、ちょっとあとで、また御答弁ください。

それで、活力クーポンのほうなんですけど、慎重に検討された結果ということでもありますので、慎重に検討される、まあそのとおりなんでしょうけど、ちょっと12月議会の御答弁は、非常に否定的な御答弁であったと思いますので、こういう結果もあり得るのであれば、もうちょっと幅を持たした御答弁をいただきたいなと思いますけど、要するに今回の予算は、町民個人への支援を目的とした公金の支出であるということであると思いますけど、それはそれで私もいいことだと、いいことというか、その一つの目的としてはあると思いますが、そうは言ってもやっぱりその公金支出の厳格性ということを考えれば、今回、商工会からの要望を受けてと、12月議会であれほど、ほかの議員も含めて要望があり議論もされたと思いますが、それでもかなわなかったものが、今回、こういう要望書で実現することになったと、一定の実現、施行がされることになったということで、その中身についてもう少し議論が必要なんじゃないかなと思いますけど、ま

ずこの県の復興パッケージのクーポンの利用率が低いということも、一つの要因と、この要望書のほうには書いてありますけど、これ現在も執行中な、現在も使われる段階で、まだ現時点で、その利用率が低いという結論を出すのは、少し早計ではないかなと思います。

町内での消費喚起、使用率を上げて消費喚起を図るという目的があるのであれば、まずは現行のクーポンの、これも町の公金が入っているわけですから、現行クーポンの利用率を上げる努力をするのが先決ではないかな。その前提として、利用率が低い原因について、公金を負担した町として、なぜ低いのか、その辺の検証はしっかりされておるのか、もしされているのならそこでどういう結論というか結果が出されているのか、その辺を御説明ください。

それから、町内で使うクーポンで、取扱店の登録をする必要があるのかどうかということも疑問な点ではありますけど、2月にこの取扱店の募集と町民の方へのクーポンの発送を同時期に行うというのであれば、取扱店側の立場でいうと、登録が出そろわない段階でクーポンの流通が始まるということで、店舗間での差が出てくるのではないかな。登録してある店舗では利用率が上がるけど、登録が遅れたばかりに、町民の方としてはこの店で使いたいけど、まだ登録していないから、使えないからよそで使うということも出てくるのではないかなと思いますので、その辺で店舗間での不公平が生じるのではないかなという懸念もありますが、その辺についてはどうお考えでしょうか。

それからもう一つ、取扱要領で規定されていると。これで負担金というのは、概算払いで支払われるというふうにされているのか、負担金の精算はどのようにされるのか、それについてですね。それと、実績報告も当然受けることになると思いますが、それはどういうふうに規定されているのか、条文をそのまま言っていたら結構ですので、そこについての答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 議会の答弁のことでございますが、当然のことながら、議会答弁でございますので、厳しくお答えするということになると思います。安に希望を持たしたような答弁をしとってから、結果的に何もしなかったというよりは厳しく答弁をしておって、慎重に検討した結果、このようなことになりましたというほうが、当然いいのではないかなというふうに思います。あのときは、何かやるような雰囲気から答弁があったのにとこのようなことにもなるんじゃないかなと思います。

それと、議会のほうでは厳しく答弁しておって、商工会から要望書が出たら、即座にこれをやるんかというような内容であったと思いますが、当然ながら商工会はまさにその商工業者、これは町外からお客さんがたくさん来るような事業者も商工会の会員でありますし、また本当に、この身近な町内のそこそこの隣近所の住民の皆さん方が活用するというお店も商工会の会員でござ

いまして、商工会とすればそれらを全体的に網羅して、皆さんに恩典、恩恵があるようにしてもらいたいというのが、今回の要望の趣旨であろうと思います。

そうした結果、県が商工会に出した当初のクーポン券も、当然、大変、商工会も感謝をいただいております。しかしながらやってみると、さらにまた小さな分野についても要望が出てきたというのは、商工会がそういう小さなお店から大きなお店までを抱えておる組織だからということであろうというふうに、今は理解しておるところでございます。

そして、利用率が悪いから、今回、町内向けを出すんだというふうに、それについてはもっともっと利用率を上げればいいじゃないかという御質疑だったと思います。まさにそのとおりであります。町外にたくさん、このクーポンを持っておられる方がおるはずなんですね。トータルで2万枚出す予定なんですけど、既に6,000枚出して、この2月上旬にもまた6,000枚、3月にも6,000枚出る予定でありますんで、当初のぶんはもう既に12月に、配布をされておりますんで持っておられますが、それらの皆さん方に、利用率が低いのであれば、利用率を上げるような方策を考えればという御指摘でございますが、当然ながら商工会も県も町も、それは、クーポン券を持っておられる方はできるだけ、5月末までなんで利用してくださいということは、これからもPRしていきたいと思っておりますし、これは県・町・商工会もやっていこうし、またこのクーポンを持っておられる方が、町内ではないということでもありますので、メディアとか、またはSNSを使った形でのPRをしていけたらというふうに思っておるところでございます。

ですから、特に議会向けだけが厳しく答弁したというような気持ちはございませんので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 先ほどの御質問の、取扱店舗の登録の時期によっての、売り上げの差というのが発生するんじゃないかということなんですけど、これにつきましては、募集時とか、連絡時に、あとから随時登録はできますよというようなことは書き添えていこうというふうに思います。また、商工会のほうにも、そのようなことは随時伝えていこうというふうには考えております。

それと、支払いにつきましては、これ、概算払いという形で行いたいというふうに思います。最終的には、何月何日に何枚出したと、全てが商工会のほうに集まりますので、商工会からの実績報告という形をとらせていただこうというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 山本政策企画課長。

○政策企画課長（山本 勲君） ふるさと応援事業についての報償費、委託料等がどこに支払われるかということでございますけれども、まず報償費につきましては、これ、ふるさと寄附金の

返礼品の代金ということで、本町ではポイント制を導入しておりますので、仮に1万円寄附されれば1万ポイントをその方に付与するという形になりますので、そのポイントの発行のほうはJT Bのほうのシステムを使っておりますので、JT Bさんのほうに、まずこれは支払われます。

その次の役務費手数料の20万5,000円という部分ですけれども、これはクレジット決済とかを利用した際のカードの決済手数料ということで、これはヤフー、公金システムを使っておりますので、これはヤフーのほうに支払われます。

それから、委託料のうちのふるさと寄附金返礼品調達発送業務については、これは観光協会のほうに事業者さんとの連絡調整と発送等を委託しておりますので、これは周防大島観光協会に支払いをされます。これには送料も込みの金額で、1件当たり1,800円ということでお支払いをいたします。

それから、ふるさと寄附金代行業務というのが、これはふるさと寄附金のポータルサイトの運営とか、納税に関する受領証明書等の作成とか発送とか、カタログの作成そういったものを込みでフルカバープランというものに入っております、これはJT Bのほうに支払いをするということになります。

以上で答弁終わります。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） ふるさと寄附金のほうなんですけど、今回の1,900万円の寄附に対して、これらの、要するに経費と言われるものが、今、説明されたような金額になると。

例えば1万円を御寄附をいただいた場合には、今の金額を足すと6,744円が経費となるとということで、実質的な寄附金相当分は30%ぐらいしかないということになると思いますが、全国のふるさと寄附金の実態を見ると、総務省がふるさと納税に関する現況調査報告というのを、これは町のほうからも出しているでしょうから御存じでしょうけど、これを見ると全国の平均で、経費率というのが大体48%ぐらいということで、本町はちょっと高い数字になるなというふうに思われるんですが、やはりこの町のために御寄附をいただいた方の思いに応えるためには、その間接経費というのは、返礼品代も含めて、その経費というものは1円でも低くなるように努力をすべきだと思いますが、その辺の努力をどれだけされているのかということ、ちょっと御説明いただきたいと思って今回の質問をしたわけですが、まず、JT Bへ支払われるこの18%プラス消費税というのは、これはどういう根拠で決まっているのか。一般的には手数料は10%ほどというところが標準的なところだと思うんですが、18%になっているという理由、それとJT Bでないといけないのかどうか、ふるさと納税を扱う業者、ポータルサイトを運営する業者というのは、全国に大きいところだけでも十数社あると思いますし、今はふるさと納税手数料ゼロのサイトというのを、泉佐野市など5市町が共同で開設したというニュースも出ておりますし、こう

いう取り組みをされている自治体もあると。もちろん、直営でやれば、それなりの経費もかかるとは思います、その辺の、やはり検討はしてみる価値があるのではないかなと思います、その辺の検討はされた上で、JTBへ18%の手数料払っているのかどうか、その辺を説明していただきたいと思ひますし、今、このふるさとチョイスには、これはJTBではなくてトラストバンクという会社がやっていると思うんですが、これとふるぽというJTBがやっているサイトがあります。

これには、周防大島町のページを見ると周防大島町についてというページがあつて、ここには紹介文がありませんというふうになつてゐるんです。これは、このサイトを見て御寄附をしようという方にとっては、周防大島町がどういふとこかわからん、紹介文もないよな町なんかと。自治体の使い道情報ということで、寄附金がどう使われるんかというところも産業振興とか教育振興、文化の振興というのがあるんですが、小さなことですが、ここへ写真がこつうふうに出ているんですが、これも同じ写真が使われて、全く、説明というか、説得力のないページになつてゐると。こつうページでは、高い委託料を払つて周防大島町が町づくりに取り組む意欲を、御寄附をいただこうという方に訴えることができないんじゃないかなと。

そうであれば、まず町独自で、例えば今年度についても、3,800万円御寄附をいただいたとして、経費が2,400万円かかります。そのうちの700万円以上が、このポータルサイトの運営費ということなんで、そこをやつぱり、直営でやつた場合とか、先ほど言ひましたよな手数料がかからない共同サイトを立ち上げるとか、こつうことこの検討もやつてみる価値が十分あると思ひます。それで、間接経費が抑えられるのであれば、御寄附をいただく方の思ひにこたへることにもなりますし、その数字が端的にあらわしてゐると、全国平均は48%なのに周防大島町の間接経費率は60%あると、12%ほど高い。要するに、このポータルサイトの運営経費が18%、一般的には10%といわれているものが18%あると、こつう効いてきてゐるとこつうふうと思ひます。

もう一つは調達発送業務、こつうが1件あたり1,800円ということ、送料も入つてのことだと思ひますが、送料も一定ではありませんし、その差額が要するに手数料になるのかなと考へてゐるんですが、これも、ふるさと納税、このポータルサイトの仕組みからいへば、各店舗へ御寄附がありましたよ、各店舗へ商品の発送をお願いしますということ、直接やりとりすれば、こつう間接的な、観光協会を通した、手数料を含めた1件あたりの1,800円という定額ではなくて、送料の実費による発送業務の委託ができるはずだと思ひますが、その辺の御検討もされた上でこつう予算を上げておられるのかどうか、その辺をもう少し詳しく御説明いただきたいと思ひます。

それから、活力クーポンのほうなんです、負担金の精査のところ、御答弁がありませんでし

たので、これは使用された、商工会のほうに持ってこられた枚数によって、この負担金、今、計上されております1,640万6,000円が、使用枚数によって精算されるのかとか、その辺を御説明いただきたいと思ひますし、その上で、今回ののは地域の消費喚起、経済対策という意味合いでやられるということだと思ひますが、今、仮設とはいへ、もとどおりの生活が送れるようになった現在、もちろん地域経済の活性化というのは必要なんですけど、それであれば、通常の経済対策、商工費で予算計上するべきものだと思ひますので、今回、県予算の検証が十分されていない中で、補正でこういうふうにするということでもないし、これは観光費ということで上がっておりますけど、観光費というよりは、やはり通常の経済対策、商工費ということで、通常の施策として予算立てするということではないかなと思ひますが、改めて、そこがちょっとすっきりしないので、今回、補正で上げなきゃいけないと、それで観光費で上げるということを公金支出という、その厳格性を踏まえた論理的な御説明をお願いしたいと思ひます。

○議長（荒川 政義君） 山本政策企画課長。

○政策企画課長（山本 勲君） まず、ポータルサイトの利用につきまして、本町はトラストバンクのふるさとチョイスと、JTBのふるぼという、2つのポータルサイトを利用しております。

トラストバンクのほうにつきましては、年間利用料が、たしか4万5,000円ぐらいの利用料を別途お支払いをしております。

先ほど言われたJTBのほうの委託料が18%という率については、このポータルサイトの利用料と、寄附の受付完了のメール返信とか、申し込み受付フォームの提供とか、先ほど申しましたけど、寄附を受けた受領証明書の作成発送とか、あとは観光協会との調整事務、そういったものを含めてプランによって率が若干変わってくるんですけども、うちはフルカバープランというのに入っております、その見積額が18%ということで、当初これで契約をしております。

一番最初にこういった申し出があったときには——ポータルサイトの運営っていうのはいろいろあると思うんですけども、そういった寄附金の代行業務を全てやりますよというようなところが、当時はJTBしかなかったんじゃないかと思うんです。今はいろんな事業者さんが、そういった、ポータルサイトだけじゃなくて、ふるさと寄附金の代行業務をやりますよという形で、いろんな業者さんが出てきておるといふのは私も承知をしております。

基本、うちの経費率がどれぐらい——先ほど高いんではないかということをおっしゃられましたけど、確かに、総務省のほうでもいろいろ調査してまして、これは総務省のホームページに載っておりますので、全国の自治体のことを調べることができます。それで調べてみますと、うちの経費率が大体59.9%ぐらいなんですよね。県内でも経費率が5割を超えている自治体というのが、8自治体ぐらいは5割を超えているというような状況で、結局これは、そういった委託事業——ふるさと寄附金の代行業務を委託したりとか、あるいはポータルサイト、うちは2つし

か持ってませんけれども、たくさん寄附を集めるところは、7つとか8つとか多くのポータルサイトを利用して、できるだけ、寄附をされる方の目に触れるような形でしょうということで、ポータルサイトを増加しているという自治体もございます。

そうすると、そういった自治体については経費率が上がってくるというような形にはなりませんので、確かに、県内でも経費率を比べると、うちはかなり高いということで、その経費をできるだけ安くしようということで、いろんな事業者さんと、今、話を聞いてはいるところですけども、うちのほうがポイント制を導入している都合上がありまして、そのポイントの有効期限等の絡みもありますので、すぐポイント制を廃止して、ほかにやりかえるよというのが、なかなか難しいところがありますので、この経費率を下げるということについては、今後もずっと検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 済みません。1つ答弁漏れがございまして……。最終的なクーポンの使用につきましては、精算書または実績報告書という形で提出してもらおうというふうに思っております。できれば月ごとが一番理想かなというふうには思います。

あと、予算の計上等につきましては、総務課のほうにお願いしたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 観光費に組まれていることだと思うんですけども、これ、このクーポン券の趣旨といいますか、クーポン券を発行するという趣旨が活力を戻すということで、県事業と趣旨を同じにしている部分が多くあるというところで、前回組んだ科目に計上しておるということでございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論、採決に入ります。議案第1号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第1号平成30年度周防大島町一般会計補正予算（第9号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議は全て議了いたしました。

これにて、平成31年第1回周防大島町議会臨時会を閉会をいたします。

○事務局長（舩本 公治君） 御起立願います。一同、礼。

午前10時52分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 荒川 政義

署名議員 久保 雅己

署名議員 小田 貞利